

【適正処理の推進・不法投棄撲滅】

1 排出事業者・処理業者に対する許可及び適正処理指導

各種「産業廃棄物適正処理の手引」の作成，講習会の開催，立入検査の実施
処理施設の設置・維持管理に係る指導指針の作成，環境保全対策の強化
産業廃棄物処理施設に係る
情報公開の推進

情報公開

「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」に基づき，維持管理等に関する情報の公開を行っていきます。



「各種手引書，パンフレット」



「講習会のようす」

2 廃棄物情報管理システムの充実

各種情報の電子化を進めるとともに申請等の電子化についても検討していきます。

排出事業者，許可業者に関する処理状況，立入検査・報告等の情報の電子化促進
電子マニフェストシステムへの参加促進
許可申請・届出・報告に係る電子化検討
市ホームページへの各手引書，法令等資料集，許可台帳，申請書等の掲載

電子マニフェスト

マニフェスト（Manifest）は，産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に，廃棄物の流れを把握するため，種類や数量，委託先等を記入した伝票（産業廃棄物管理票）のことで，電子マニフェストは，伝票の代わりにインターネット等を通じ，電子的にその流れを確認するものです。

3 公共関与による処理

適正処理の確保の観点から民間事業者による施設設置が困難なものについて支援を継続していきます。

「大阪湾フェニックス計画」への参画継続
株京都環境保全公社への支援継続，再生利用施設整備の推進
市施設での「あわせ産廃」の受入れ

大阪湾フェニックス計画

広域臨海環境整備センター法に基づき大阪湾圏域から発生する廃棄物等の埋立処分により，港湾を整備するものです。



「大阪湾フェニックス
神戸沖処分場」
（海上の右下区画内）

株京都環境保全公社

京都経済界の出資により設立され，京都市も府とともに出資等の支援を行っています。

あわせ産廃

廃棄物処理法第11条で市町村は一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理を行うことができるとされており，市町村が処理している産業廃棄物を「あわせ産廃」といいます。

今後，市域における民間事業者の処理施設の設置状況等に応じて現在受け入れている廃棄物についての見直しを検討していきます。



「株京都環境保全公社 伏見センター（焼却等）」

4 不法投棄対策の強化と「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」の円滑な運用

関係機関等との連携を強化し，迅速かつ機動的に対応できる監視体制を確立します。

条例に係る保管用地の調査・監視・立入検査・指導の実施

監視体制の強化（環境パトロール隊，スカイパトロール，車両検問の実施，監視カメラ等の設置）

京都府，近隣府県市，警察（社京都府産業廃棄物協会等との連携強化による不法投棄案件に対する厳格かつ迅速な対応）

タクシー等旅客運送事業者及び郵便局との提携による不法投棄監視制度

市民からの通報に迅速に対応できる体制の確立

「京都府硫酸ピッチ規制条例（平成16年1月施行）」への対応

（参考）京都市産業廃棄物不適正条例のポイント

<目的> 自然環境の保全と生活環境の確保

<主な内容> 平成16年4月1日施行

自社保管用地（300㎡以上）の届出

保管用地への搬入に関し，運搬指示票の交付

土地所有者の責務

（全国初）緊急に搬入を停止させるための措置（環境に悪影響を及ぼす恐れのある場合）

支障の除去の命令及び罰則・氏名公表等

<今後の取組>

保管用地の状況調査・日常的なパトロールの強化等（詳細はパンフレット，市ホームページで）

硫酸ピッチ

現在，問題となっている硫酸ピッチは，軽油取引税を免れるために重油と灯油の混合物に濃硫酸を添加して不正軽油を作る過程で発生したもので未処理で不法投棄される例が多発しています。



「スカイパトロール」
（ヘリコプターを利用した空中監視）



「産業廃棄物積載車両の路上検問のようす」

5 PCB 廃棄物処理対策

平成28年までにすべてのPCB 廃棄物の処理完結を目指します。

保管・使用事業場に対する適正な保管・管理の周知指導

近畿ブロック関係府県市と連携し，環境事業団によるPCB 廃棄物処理の促進

PCBは電気絶縁油など様々な用途に使用されてきましたが，生物への毒性が明らかになったことから，昭和47年以降使用が禁止されています。

PCB 廃棄物の処理については，近畿圏では，環境事業団（平成16年4月1日より日本環境安全事業㈱に事業移管）が大阪市に設置を予定している施設により，平成18年から，順次，処理することとなっています。



「保管が長期化する
PCB 廃棄物（高圧コンデンサ）」